

京都市立浴場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和2年2月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第86号

京都市立浴場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市立浴場条例の一部を改正する条例（平成30年12月21日京都市条例第37号）中京都市立崇仁第三浴場に関する部分の施行期日は、令和2年4月1日とする。

（都市計画局住宅室すまいまちづくり課）